

議案第 38 号

工事請負契約の一部変更について

三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年三次市条例第277号）第2条の規定により，次のとおり工事請負契約の一部を変更することについて，市議会の議決を求める。

平成31年3月1日提出

三次市長 増 田 和 俊

- 1 工 事 名 三次市生涯学習センター耐震及び改修工事
- 2 変更内容

議決年月日 及び番号	平成30年7月31日議案第76号	
内 容	事項名	請負金額
	変更前	金258,660,000円
	変更後	金270,442,800円